第三十二条の見出しを「（中間納付額に係る延滞金の免除）」に改め、同条中「若しくは第三十条第一項」を「又は第二十九条第一項」に改め、「、又は前条第一項若しくは第二項の規定により清算中の予納額の還付をする場合において、当該清算中の予納額を未納の清算中の予納額に充当するとき」及び「又は清算中の予納額」を削り、同条を第三十条とする。

第三十二条の二を第三十一条とし、第三十二条の三を第三十二条とする。

第三十二条の四第一項第一号中「第六十六条の四第十六項第一号」を「第六十六条の四第十五項第一号」に改め、同条第二項各号中「条約相手国」を「条約相手国等」に改め、同条を第三十二条の二とする。

第三十二条の五第二項各号中「条約相手国」を「条約相手国等」に改め、同条を第三十二条の三とする。

第三十七条の九の九を削る。

第三十七条の九の十（見出しを含む。）中「第七十三条の四第一項第三十七号」を「第七十三条の四第一項第三十六号」に改め、同条を第三十七条の九の九とする。

第三十七条の九の十一（見出しを含む。）中「第七十三条の四第一項第三十八号」を「第七十三条の四第一項第三十七号」に改め、同条を第三十七条の九の十とする。

第三十七条の十四各号列記以外の部分を次のように改める。

法第七十三条の七第二号に規定する政令で定める分割は、次に掲げる要件に該当する分割で分割対価資産（法人税法第二条第十二号の九イに規定する分割対価資産をいう。）として分割承継法人（法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。以下この条において同じ。）の株式（出資を含む。以下この条において同じ。）以外の資産が交付されないもの（当該株式が交付される分割型分割（法人税法第二条第十二号の九に規定する分割型分割をいう。）にあつては、当該株式が分割法人（法人税法第二条第十二号の二に規定する分割法人をいう。以下この条において同じ。）の株主等（法人税法第二条第十四号に規定する株主等をいう。）の有する当該分割法人の株式の数（出資にあつては、金額）の割合に応じて交付されるものに限る。）とする。

第四十八条の二中「同項第一号の二」を「同項第二号」に改める。

第四十八条の七第一項から第三項までを次のように改める。

第七条の十三の四の規定は法第三百十四条の二第一項第一号の規定を適用する場合における同号に規定する資産について受けた損失の金額の計算について、第七条の十五の規定は同項第五号イに規定する政令で定める新生命保険契約等に係る保険料又は掛金について、第七条の十五の三第一項の規定は同号イ(1)(i)に規定する政令で定めるところにより計算した金額について、同条第二項の規定は同号ロ(1)に規定する政令で定めるところにより計算した金額について、同条第三項の規定は同号ハ(1)(i)に規定する政令で定めるところにより計算した金額について、第七条の十五の四の規定は同号ロに規定する政令で定める事由について、第七条の十五の五の規定は同号ロに規定する政令で定めるものについて、第七条の十五の六の規定は法第三百十四条の二第一項第五号の三に規定する政令で定める保険料又は掛金について準用する。この場合において、第七条の十五中「法第三十四条第八項第一号イ」とあるのは「法第三百十四条の二第八項第一号イ」と、「法第三百十四条の二第八項第一号ハ」とあるのは「法第三百十四条の二第八項第一号イ」と、「法第三百十四条の二第八項第一号ロ」とあるのは「法第三百十四条の二第八項第二号ニ」と、第七条の十五の四中「法第三十四条第一項第五号ロ」とあるのは「法第三百十四条の二第一項第五号ロ」と、「法第三十四条第八項第三号」とあるのは「法第三百十四条の二第八項第三号」と、第七条の十五の五中「法第三十四条第八項第一号イ」とあるのは「法第三百十四条の二第八項第一号イ」と、「法第三十四条第八項第一号ハ」とあるのは「法第三百十四条の二第八項第一号ハ」と、第七条の十五の六中「法第三十四条第一項第五号の三」とあるのは「法第三百十四条の二第一項第五号の三」と読み替えるものとする。

2　法第三百十四条の二第一項第一号に規定する政令で定める資産は第七条の十三の二各号に掲げる資産とし、同項第二号に規定する政令で定める対価は第七条の十四に規定する対価とし、同項第四号イに規定する政令で定める共済契約は第七条の十四の二に規定する共済契約とし、同号ハに規定する政令で定める共済制度は第七条の十四の三に規定する共済制度とし、同項第六号に規定する政令で定める障害者は第七条の十五の七に規定する者とする。

3　第七条の十五の九第四項の規定は法第三百十四条の二第八項第三号ロに規定する政令で定めるものについて、第七条の十五の十二の規定は同項第四号に規定する年金を給付する定めのある契約で政令で定めるものについて、第七条の十五の十三の規定は同号ハに規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第七条の十五の十二中「法第三十四条第八項第一号イ」とあるのは「法第三百十四条の二第八項第一号イ」と、「法第三十四条第八項第一号ロ」とあるのは「法第三百十四条の二第八項第一号ロ」と、「法第三十四条第八項第一号ハ」とあるのは「法第三百十四条の二第八項第一号ハ」と、「法第三十四条第八項第一号ニ」とあるのは「法第三百十四条の二第八項第一号ニ」と読み替えるものとする。

4　法第三百十四条の二第八項第一号に規定する確定給付企業年金法第三条第一項第一号その他政令で定める規定は第七条の十五の八第一項に規定する規定とし、法第三百十四条の二第八項第一号に規定する確定給付企業年金法第三条第一項第二号その他政令で定める規定は第七条の十五の八第二項に規定する規定とし、法第三百十四条の二第八項第一号イに規定する政令で定める保険契約は第七条の十五の九第一項に規定する保険契約とし、同号ハに規定する政令で定める生命共済に係る契約は同条第二項に規定する生命共済に係る契約とし、同号ハに規定する政令で定める生命共済に係る契約に類する共済に係る契約は第七条の十五の十に規定する契約とし、同号ニに規定する退職年金に関する契約で政令で定めるものは第七条の十五の十一に規定する契約とし、法第三百十四条の二第八項第二号ニに規定する政令で定めるものは第七条の十五の九第三項に規定する保険契約とし、法第三百十四条の二第八項第六号ロに規定する政令で定める共済に係る契約は第七条の十五の十四に規定する契約とする。

第四十八条の十一の見出しを「（法第三百二十一条の八第五項の欠損金額の範囲等）」に改め、同条中「第三百二十一条の八第六項」を「第三百二十一条の八第五項」に、「第五十三条第六項」を「第五十三条第五項」に、「第五十三条第八項」を「第五十三条第七項」に、「第三百二十一条の八第七項」を「第三百二十一条の八第六項」に改める。

第四十八条の十一の二中「第三百二十一条の八第六項」を「第三百二十一条の八第五項」に、「第五十三条第八項」を「第五十三条第七項」に改める。

第四十八条の十一の三中「第三百二十一条の八第六項」を「第三百二十一条の八第五項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に、「第五十三条第六項」を「第五十三条第五項」に、「第五十三条第七項」を「第五十三条第六項」に、「第三百二十一条の八第七項」を「第三百二十一条の八第六項」に改める。

第四十八条の十一の四中「第三百二十一条の八第六項」を「第三百二十一条の八第七項」に、「第五十三条第八項」を「第五十三条第七項」に改める。

第四十八条の十一の五中「第三百二十一条の八第六項に規定する適格合併等（以下本節において「適格合併等」という。）に係る同項に規定する合併法人等（以下本節において「合併法人等」という。）における同項」を「第三百二十一条の八第七項の適格合併又は残余財産の確定に係る同条第五項の法人の同条第七項」に、「本節において同じ」を「この節において同じ」に、「第五十三条第八項」を「第五十三条第五項」に、「法第三百二十一条の八第五項」を「法第三百二十一条の八第八項」に改める。

第四十八条の十一の六中「第三百二十一条の八第九項」を「第三百二十一条の八第十一項」に改める。